

## 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

デイサービスセンターやすらぎ

利用者の健康と安全を確保するために、福祉サービスの提供者として、感染症の予防に努め、感染が発生した場合でも感染の拡大を防ぐため迅速な対応体制を整えるとともに、利用者の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

### 1 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所においては、感染症に対する抵抗力が低い高齢者等が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、及び職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備する。

### 2 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

感染症対策委員会の設置

#### ① 設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

#### ② 感染症対策委員会の構成員

管理者、看護師、調理士、介護福祉士など感染症の知識を有するもの。

#### ③ 感染症対策委員会の開催

概ね6か月に1回以上定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

#### ④ 感染症対策委員会の役割

感染症に対する対策の立案、感染症発生時の対応検討、情報の収集や職員への周知、行動マニュアル等の作成、研修など。

### 3 平常時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法を徹底する。

平常時の主な予防対策

手指消毒(手洗い、手指消毒)

個人防護具(手袋、マスク、など)の使用

環境整備(清掃、感染性廃棄物の処理、空調管理)など

#### 4 発生時の対応

事業所内で感染症が発生した場合

発生状況を正しく把握し、必要に応じて保健所や医療機関、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努め職員に周知する。

感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には

利用者の状態や実施した措置などを記録する。

感染症拡大の防止について

行政、保健所からの指示に従い、協議する。

関連機関との情報共有

個人情報取り扱いに配慮しながら連携した感染症拡大の防止のための情報共有を行う。

#### 5 感染症対策マニュアル等の整備と活用

感染症マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染症対策に努める。

マニュアルを定期的に見直し、更新する。

介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省)を踏まえ、感染対策を行う。

#### 6 本指針の閲覧について

本指針は事業所に常設し自由に閲覧することができます。

付則

令和6年1月4日策定